

## 外国人労働者問題と日本の産業構造調整

——群馬県太田・大泉地区を素材として——

### 一 外国人労働者問題研究の進展を阻んでいるもの

外国人労働者の問題、とりわけ「不法就労」の問題が盛んに取り上げられ始めたのは、男性の不法就労者の摘発件数が激増し始めた一九八六年頃からである。<sup>(1)</sup>当初はセンセーショナルな内容のルポルタージュが主流であったが、現在までに、外国人労働者の問題を論じた記事や論稿が新聞・週刊誌・月刊誌・学術誌に数多く登場し、外国人労働者問題研究の水準が急速に高まってきた。そして、これまでほとんど空白状態であった外国人労働者問題に関する研究領域に突然多くの論者が参入し、まさ

依 光 正 哲

に「沸き返る」状況を呈するに至った。

この数年間の外国人労働者問題に関する論議や取り組みは、概ね三つの時期に区分することが可能である。<sup>(2)</sup>第一期は、一九八六年までの時期であり、この時期の特徴は、外国人労働者が国内で「不法」に就労していることがマスコミによって取り上げられ、就労実態の一部が明らかにされたことである。しかし、この第一期には、行政サイドの対応はあまり見られなかった。

本格的な議論が開始されるのは一九八七年に入ってからである。この第二期には、「単純労働」に従事する外国人労働者に対して門戸を開放するか否かの「鎖国・開国」論争に多くの論者が参加し、論争点多岐に及んだ。

この論争に参加した当事者の主張の背景には、「日本の国際化」をいかに達成するかという論点が存在していた。そのために、論争の当事者が自己の思想・信条をおつけあうケースがしばしば見られた。そして、この第二期には中央省庁でも各種の研究會を組織して、外国人労働者問題に本格的に取り組み始めた。

一九八九年になると、外国人労働者問題は第三期に入ると共に、外国人労働者を単に「労働者」としてだけでなく「生活者」としていかに遇するかという問題に自治体は取り組みざるを得なくなったことである。「適法」、「不法」とは無関係に、既に国内で労働し生活している外国人を前提とした行政サービスのあり方が模索され、外国人労働者問題が地域社会の問題として意識されるようになった<sup>(3)</sup>。また、外国人労働者の人権保護に関する取り組みにも前進が見られた。さらに、日本経済の好況による労働力不足を反映して、「単純労働者」への門戸開放を求める声が強くなってきた<sup>(4)</sup>。

以上のように、外国人労働者問題は現実が先行し、問題が発生し、それを追隨する形で対応策が検討されてお

り、さらに関連する問題領域がますます拡大し続けている。従って、この問題の解明には、行政担当者や広範囲の領域をカバーする研究者を動員して、多角的に検討する必要がある、なおいくつかの障害を克服してゆかねばならない。主要な障害として以下の三点が考えられる。

第一の障害は、外国人労働者に関する基礎的なデータが決定的に不足していることである。不法就労を含めた外国人労働者の人数、彼らの出身国別分布、年齢分布、日本での滞在期間、国内の居住地域、就労している職種、就労条件、など外国人労働者の全体像を把握する糸口となる基礎的データがほとんどない状態である。

これまでの研究では、部分的なデータに基づいて分析がなされているが、そのデータを外国人労働者の全体像の中で相対化することすらできない状態にある。従って、限られたデータによって外国人労働者問題が論じられ、極端に言えば、論者に都合のよい論述を展開することが許されてきた。しばしば、外国人労働者は「きたない、きつい、危険な」仕事に「低賃金」で働かされている、と指摘されている。しかし、既に指摘した如く、外国人労働者が就業している職種、人数、労働条件、賃金など

が全体として明らかにされていなければならないために、これまでの外国人労働者問題の分析は厳密さ・客観性を欠くこととなる。<sup>(5)</sup> データの不足状態を早急に解消する必要がある。

そのための具体的な我々の提言は本稿の結論部分で行う。第二の障害は、この問題のカバーする学問領域が広範囲に及び、論点が拡散していることである。また、同一の問題を扱う論者でも各々の学問的バックグラウンドが異なり、共通の土俵の上で議論がなかなかなされない、という実状である。これまでの議論には、論者の信念や限られた見聞に基づいた論述が散見され、研究水準が着実に向上しているとは必ずしも言えない状態にある。<sup>(6)</sup> しかも、日本においては、外国人労働者問題の研究がこれまでほぼ空白状態であったことが、混乱状態に拍車をかけている。第一の障害であるデータ不足が改善される過程で、議論すべき対象が明確になってゆくものと思われる。

第三の障害は、外国人労働者の受け入れ論議が、欧米諸国の歴史的経験と日本の将来とを重ねて考察していることに由来している。外国人労働者の導入に伴って欧米諸国で発生した多くの問題が日本でも必然的に発生する

であろう、一般的には論じられている。

現在日本に在住している外国人労働者の数は、欧米諸国の外国人労働者数と比較するならばごく少数であり、しかも、すでに指摘した如く、外国人労働者の労働・生活実態が明かでないにもかかわらず、外国人労働者の数が欧米諸国のレベルに達した場合を想定し、外国人労働者が日本の社会・経済に及ぼす影響の予測を行い、そこから日本の出入国管理制度をどうすべきかという議論を展開しているのである。

このような議論の道筋は、ある条件の下で生じた歴史的事象を、異なる条件をもつ別の国の「将来」に当てはめる、というミスをして犯している。今後の課題としては、欧米諸国の経験を歴史的、社会的、経済的に分析すると共に、日本と欧米を比較する際の座標軸に関する検討を厳密に行う必要がある。

本稿は、以上の障害を克服するために一つのステップとして、外国人労働者問題の研究領域に、日本経済の構造転換、地域経済構造の変化という視点を導入して、不法就労の外国人労働者が発生する背景を論じ、外国人労働者

働者雇用の問題点を明かにし、今後の対策を模索することを目的としている。具体的な地域としては群馬県の太田・大泉地区を取り上げることとする。

## 二 日本の経済・社会の構造転換

一九八〇年代に日本の経済・社会はその構造を大きく転換し始めた。この転換は次の三つのレベルで進行している。第一は、世界経済の中で日本の位置の変化であり、第二は、国内の経済システムの変化であり、第三は、国内における「地方」の変化である。

### (1) 世界経済の中で日本の位置の変化

戦後日本の経済発展は世界の注目を集めたのであるが、現在に至る約一〇年間の顕著な変化は、日本が「経済大国」となり、世界経済全体の中で日本の位置が変化したことである。日本を「経済大国」へと押し上げた原動力は製造業の国際競争力であった。日本は外国から技術を積極的に導入し、導入技術を改良し、労使の協調によって加工・組立型の産業で大量生産された良質の製品を輸出することに成功した。<sup>(7)</sup>このことが「貿易黒字」を累積的に拡大し、資本輸出を活発化させ、日本を世界の債権

国に押し上げることとなったのである。しかしながら、この「輸出依存」の経済運営は、世界の各国との貿易摩擦を引き起こし、対外不均衡を是正するためには、「内需主導型」の経済運営に転換することが政策目標とされるに至ったのである。<sup>(8)</sup>

「経済大国」となった日本は、世界経済の中でこれまでとは異なった役割を果たすことが要請されている。『世界とともに生きる日本―経済運営五ヶ年計画―』は、我が国の経済社会が解決すべき当面の課題として、次の三点を挙げている。第一は、大幅な対外不均衡を是正し、世界に貢献してゆくことであり、第二は、豊かさを実感できる多様な国民生活を実現することであり、さらに第三には、産業構造調整を円滑に進め、地域経済社会の均衡ある発展を図ること、としている。そして、これらの課題は、「内需主導型経済構造」への転換・定着によって同時に達成されるとしている。日本の経済構造そのものを意図的に変革することが国の経済運営の基本とされているのである。

「対外不均衡の是正」および「世界への貢献」という課題を本稿と関連づけるならば、発展途上国との「南北

格差」解消の問題が重点的な課題となり、発展途上国への技術移転を通していかに「南北格差」解消に貢献するか、ということが緊急課題となる。

(2) 国内経済システムの変化

先進工業国の「工業化」の成熟に伴い、経済のシステムに大きな変化が見られるようになった。国民の所得水準が上昇し、経済のサービス化が進展し、また、国民の価値観が多様化することにより、従来からの「大量生産・大量販売」による方式だけでは消費者の需要を満たすことが困難となった。<sup>(10)</sup>

このような変化と不可分な動向として「産業の情報化」と「情報の産業化」の動きが進行した。社会・経済のあらゆる分野で「情報化」が進み、モノよりも情報の価値が高くなり、情報の重要性が増してきた。<sup>(11)</sup>このような動向は、事業環境を変化させ、従来の生産方式、即ち、計画に基づく「生産者主導」の生産形態が後退し、「顧客主導」の生産方式へと移行せざるをえなくなる。

「顧客主導」の生産方式とは、顧客の注文内容を情報として生産工程に伝達し、生産工程ではその情報に即応する形で生産を行い、顧客のニーズを満たす方式である。

このような生産方式を採用することは、企業の活動領域全体、即ち、設計・開発、生産管理、プラントオペレーション、販売管理などの領域を統合するような情報システムを構築することを意味している。このような変化によって、個々の財・サービスに体现される情報の量は飛躍的に増大し、情報の質が向上する。<sup>(12)</sup>さらに従来の重厚長大型・低付加価値型の産業の多くは、先端技術分野や高付加価値化を志向せざるを得なくなり、これまでの「産業」や「商品」の境界が明確ではなくなる。そして、技術の複合化や産業の融合化という現象が進展する。<sup>(13)</sup>このような経済のシステムの変化は、次の二つのことを含意している。第一に、今後の財・サービスに主として求められることは、いかに多くの情報が盛り込まれているかということである。日本の産業全体がハイテク化し、技術開発力が何よりも重視されることとなる。<sup>(14)</sup>第二に、そのような事態に対処するためには、企業や組織は外部の資源を情報ネットワークによって活用せざるを得ず、企業・組織・人の結合形態が多様化する。この点は次に述べる日本の国内の地域構造の変化とも関連するが、企業・組織・地域は、世界的規模で展開する分業体制に適

切に対応することが要請される。

(3) 国内の地域経済構造の変化

現在進行している地域構造の変化を考える場合、従来からの「都市」対「農村」という図式はほとんど意味をなさない。東京一極集中という表現に端的に示されている如く、「東京圏」と「それ以外の地域」という概念で日本国内を二分し<sup>(15)</sup>、アジア諸国との関連を重視して、「東京圏」「地方圏」「周辺諸国」という三極構造を考えることによって、現時点の地域経済構造の問題を最もよく把握することができる<sup>(16)</sup>。

まず第一に注目すべきことは、工業立地動向の変化である。高度成長期には、「大都市における工場の立地規制、地方への工場の分散」という政策の下で、素材産業が地方に進出し、さらにオイル・ショック後に大規模工場の地方移転が行われた。このような動向は、後進地域の社会的間接資本の投資を促進し、「農村」地域に雇用の場を提供することによって、所得の地域間格差の解消に役だ<sup>(17)</sup>った。

他方、大規模工場の地方移転に伴い、大都市の中小・零細企業は、一方では製品開発型企業や専門加工企業へ

と転身する階層と、他方では下請加工企業に留まる階層に両極分解し、前者に属する中小企業は国民経済的にも国際経済的にも重要な役割を果たすこととなる。さらに、一九八五年以降の円高不況の下で、企業は合理化を徹底すると共に、大企業が企業内分業・地域間分業を徹底化し、その管理中枢部門を東京の都心に集中させ、大都市圏内の大規模工場を量産型の工場から研究開発・試作工場へと特化させていったために、「東京圏」は研究開発機能の一大集積地となった<sup>(18)</sup>。そして、量産型工場は「地方圏」に配置されることとなる。

海外と日本との関係で見過<sup>(19)</sup>してはならないことは、「週辺国」の工業化が開始され、先進国の直接投資などによって、量産型工場が「週辺国」に立地し、日本の「地方圏」と「週辺国」とが量産型工場の立地を巡って誘致競争を行う状況となったことである。既に触れた如く、日本の今後の重要な政策課題は、日本の産業構造を高度化し、対外不均衡を是正して構造調整を進めることとなっている。このことは、単純化するならば、日本の「地方圏」の量産型工場を「週辺国」に移転するを含意している。

このような三極構造の出現は「地方圏」にとつてきわめて厳しい現実となっている。即ち、「成熟」型産業に依存してきた地域は一九八五年前後の構造的な不況を体験し、また、量産型工場が立地している地域では、その工場を立地させている最大の要因が地域の相対的低賃金や工場用地・工場用水の確保のし易さにある場合には、地域の人材を含めた資源が地域内で循環せず、良質な雇用の機会の創造にもつながらない状況を呈するに至っている。

しかしながら、現在の全国に波及している好況は、以上のような構造転換の進展が「地方圏」において顕在化することを抑え、むしろ構造調整を遅らせる役割を果たしている。その典型的な事例が労働力不足であり、この不足部分を補充する形で外国人労働者の雇用である。

### 三 好況下の地域経済―群馬県太田・

大泉地区のケース・スタディー

#### (1) 群馬県の特徴

群馬県を前節の地域経済類型で見ると、**「東京圏」の外縁に属する側面と「地方圏」に属する側面との双方**

の側面を持っている。首都東京から一〇〇キロ圏に位置する地理的優位性と交通網の発達によって、群馬県は首都東京の周辺部として、さまざまな製造業が立地しており、「製造業の生産指数の伸びで見ても、五〇―五五年が全国一位、五五―六〇年が同二位と群馬県の伸びは著しい<sup>(19)</sup>。そして、工業出荷額に占める機械工業の比率が増大し、県内工業の成長を牽引しているのは機械工業となっている。

群馬県の機械工業は、県庁所在地である前橋市と県東南部の太田市を中心に集積されているが、その沿革は戦前の軍需産業にある。そして、昭和三五年以降工業団地が造成され、首都圏からの大規模工場の進出、既存親企業の規模拡大、下請企業の立地などが相次ぎ、機械工業の集積が進展した。

距離的・時間的に東京圏の外縁に属するメリットを最大限に活用した群馬県の工業集積ではあるが、「高度な加工知識、応用力や設計、製図、プログラミングなど独自のソフト技術」を持つ企業群と、典型的な「下請企業群」とが並存し、後者のタイプの企業群は「地方圏」の置かれている状況と類似の問題を抱えている<sup>(19)</sup>。

表1 工場の新設・増設

年度	区分	工場数	従業員数	業種別順位と件数			
				1位	2位	3位	4位
58	新設	15	836	電気機器	輸送機器	一般機器	金属
	増設	54	1825	12	11	10	8
59	新設	24	1613	電気機器	輸送機器	金属	一般機器
	増設	61	5837	29	14	11	9
60	新設	17	1551	一般機器	電気機器	輸送機器	金属
	増設	104	4334	20	19	18	16
61	新設	16	463	金属	輸送機器	一般機器	木材家具
	増設	116	4139	24	23	20	13
62	新設	21	820	一般機器	金属	輸送機器	食料品
	増設	110	4245	25	22	20	12
63	新設	32	1907	金属	食料品	木材家具	プラスチック
	増設	94	3045	23	22	11	11

(群馬県商工労働部繊維工鉱課 調べ)

(2) 最近の工場立地の動向を「工場の新設・増設」の件数  
立地の動向

表2 工場立地の累計 (57—62年度)

地区	新設	増設	計
前橋伊勢崎	21	129	150
桐生	4	60	64
太田館林	42	118	160
高崎安中	8	74	82
藤岡富岡	23	72	95
渋川	3	15	18
沼田利根	5	12	17
吾妻	2	8	10
その他	0	1	1

(群馬県「昭和62年度 工業開発施策の推進状況」p. 5)

および業種別に示したものが表1である。  
表1に見られる如く、五八年以降、工場の新設・

増設が相当行われ、六〇年以降は毎年五〇〇〇人前後の従業員が工場の新設・増設に伴って追加されている。そして、業種としては、「電気機器」「輸送機器」「一般機器」「金属」が主力を形成し、加工組立型の工場が六割以上を占めている。「県内産業の景況は、電気機器、輸送機器を中心に依然として好調であり、…総体では順調な拡大を続けている」<sup>(20)</sup>状況にある。

地域別に工場立地動向を昭和五七年度から六二年度までの累計で見ると、表2のようになる。

この表から、太田・館林地区は、前橋・伊勢崎地区を凌ぐ県内でも最大の工場の新設・増設が集中的に行われ

(9) 外国人労働者問題と日本の産業構造調整

てきた地域であることがわかる。

太田地区には、広範囲な下請企業群が存在し、基礎加工技術の伝統が引き継がれていることが機械工業の立地を促進してきた。太田公共職業安定所の「業務概況 昭和六三年度」は、「昭和三五年、首都圏市街地開発地域に指定されて以来、東西二つの工業団地をはじめとする工業生産基盤整備が急ピッチで進み、自動車産業を筆頭にプラスチック、機械・金属、電気機器、ゴム工業等の企業が進出してきた。その結果、管内における昭和六二年の製造品出荷額は、……県下第一位である」と述べている。

(3) 太田・大泉地区での外国人労働者の出現

『上毛新聞』は一九八九年八月二七日から九月六日までの期間に、「隣で働く外国人―国際化時代 太田・大泉で―」という九回連載の特集を組んだ。この特集記事の中で、外国人労働者の不法就労が発生する背景を、①東毛地区への工場進出が目覚しく、中小企業の間で労働者の奪い合いが起きていること、②一九八八年秋からの好況による受注の大幅増に対処するため、としている。

また、一九八八年から太田市や大泉町でアジアからの「労働者」が目立ち始め、この地区の不法就労の外国人は約五、〇〇〇人といわれている、と記している。この

表 3 求人倍率の推移

年度	群馬県		全国	
	新規求人倍率	有効求人倍率	新規求人倍率	有効求人倍率
58	1.62	1.15	0.92	0.61
59	1.76	1.28	0.97	0.66
60	1.48	1.21	0.95	0.67
61	1.34	1.03	0.91	0.62
62	1.74	1.26	1.20	0.76
63	2.72	1.91	1.63	1.08
元年				
4月	2.13	2.09	1.43	1.17
5月	3.00	2.10	1.56	1.14
6月	3.76	2.18	2.03	1.20

(群馬県商工労働部『労働市場月報』、1989年7月、pp. 7-8)

表4 地域別の求人倍率  
(平成元年6月)

地域	新規	有効
群馬県計	3.76	2.18
前橋	3.15	1.94
高崎	3.08	1.76
(安中)	3.16	1.49
桐生	2.74	1.51
伊勢崎	5.11	2.85
太田	3.99	2.57
館林	8.27	3.83
沼田	2.27	2.27
富岡	4.07	2.49
藤岡	3.87	1.93
渋川	3.50	1.99
(中之条)	3.31	2.25

(太田公共職業安定所 調べ)

外国人労働者の出現の根拠に関して、既存の統計からアプローチして見よう。

群馬県の雇用情勢を求人倍率の推移によって示したものが表3である。

この表によれば、群馬県の求人倍率は全国平均に比して極めて高く、六二年度から需給が逼迫していることがわかる。さらに、本年六月について地域別の求人倍率を見ると表4のようになる。

上の表から、県の東部の伊勢崎、太田、館林、などの地区において、労働力不足の状態が特に厳しいことがわかる。

太田公共職業安定所管内の事業所を産業別・規模別に

表5 産業別・規模別分布  
産業別分布

産業	事業所	従業員
第1次産業	0.3	0.2
第2次産業	32.3	55.0
第3次産業	67.4	44.8
合計	100.0	100.0

規模別分布

規模	事業所	従業員
1—9	85.5	32.8
10—99	13.8	39.0
100—999	0.7	19.6
1000—	0.0	8.6
合計	100.0	100.0

(太田公共職業安定所「業務概況 昭和63年度」, p. 3)

見ると以下のようなになる。

昭和六三年度の太田職安管内の新規求人全数は、一七四二人であり、この全求人数の五六・九%が製造業の事業所から発生し、事業所の規模別に見ると、全求人数の五一・九%が三〇人未満規模の事業所、二二・〇%が三〇—九九人規模の事業所からである。しかも、管内の充足数は合計で三三三四人に過ぎず、かなり深刻な労働力不足状態を呈している。

問題は、以上のような旺盛な立地が「東京圏」の中核的機能である「研究開発」および「試作」と関連するところが少なく、「東京圏」で完成させた製品の「加工・組

立」部門を分担していることにある。群馬県の中でも特に太田・館林地区の労働需給の厳しさは、表面的にはこの地域の活況の指標とも考えられるが、労働力不足の対応として不法就労の外国人労働者が導入されている。この状況は、産業構造の調整が遅れていることを示しており、早急に対策を構ずる必要がある。

ところが、外国人労働者の受け入れは、「中小企業が生き残るために避けられない」という考えが既に定着しつつある。このような考え方が支配的になることの背景は単純ではない。まず第一に、求人が充足されない要因として、労働の質に関するミスマッチが考えられる。求人側で低技術・低コストを求めている限り、日本人労働者の充足は困難であろうし、企業が将来ビジョンを持たない状態では、従業員は安心してその企業で働くことができず、そのことが求人難につながってくる。第二に、より広い観点に立てば、既に述べた如く、良質の労働需要が東京圏に集中し、相対的に低級の労働を地方圏に分担させる企業内分業体制ができあがっているが、地方圏の求職者は、相対的に低級の労働を嫌い、良質な労働を求めている。工業化社会が成熟する過程では必然的に生

ずる現象である。いわゆる産業構造の調整とは、日本の労働力の質を高め、相対的に低級な労働を国内からなくして行く方向に進むことである。

この観点に立てば、この地域の産業活動の今後の方向は、相対的に低級な労働を極力縮小させ、事業内容をハイテク・ハイセンスに傾斜させ、従業員の教育訓練によって労働力の質を高めることであり、外国人労働者に依存せざるを得ない状況から脱却することである。

しかし、現実には、太田・大泉地区に外国人労働者が多数働いている状況がある。そして、言語の違うアジア人が、同じ空気を吸い、同じ町に住むというこれまで体験したことのない社会が生まれつつある。市町村のレベルでは、外国人労働者の「労働者」としての側面と「生活者」としての側面の両面にわたって対応せざるを得なくなっている。

ところが、この極めて限定された地域の中ですら、外国人労働者に関する情報が不足しており、不明な点が多まりにも多い。まず第一に、誰も外国人労働者の数すら把握していない。第二に、外国人労働者の労働実態や賃金についても統計が取られていない。第三に、外国人労働

働者のリクルートの経路については不明の点が多い。第四に、外国人労働者の「生活」についてはその全貌が浮かび上がっていない。

#### 四 結語

本稿の冒頭に指摘したデータ不足は、多くの外国人労働者が「生活」している地域でも見られ、このデータ不足の改善が強く望まれるところである。外国人労働者問題に本格的に取り組む上では、何よりも基礎データを整える必要がある、データに基づいた議論を行う必要がある。不法就労の必然論すら提起されている現段階では、あらゆる手段を活用して、外国人労働者に関するデータの収集・整備を行うべきである。

外国人労働者に関するデータ不足の状態は容易には改善されない。最大の障害は、「出入国管理法」に規定されている通報義務にある。例えば、一九八九年七月二十五日付けの労働省職業安定局長発各都道府県知事あての「職業安定行政における外国人労働者問題への対応について(通達要旨)」には次のような文章がある。「不法就労そのものは、入管法違反であり、出入国管理行政機関

において対応すべきものであるが、……不法就労の防止に努めるにとどまらず、現に不法就労である状態に有効に対処するため、外国人の就労実態の把握に努め、その状況に応じ、事業主からの報告の徴収、必要な指導及び出入国管理行政機関への情報提供を行うこととする」。

この通達が効力を発揮する限り、都道府県での不法就労に関する実態把握はほぼ絶望的である。なぜなら、外国人労働者を不法就労させている事業主は、現行の出入国管理法の下では「不法就労」であることを十分に認識しており、出入国管理行政機関への情報提供を行う可能性のある事情聴取や調査に協力するはずがない。従って、外国人労働省の労働実態を本来的には把握すべき立場にある労働者にはデータが集まらない、ということになる。何らかの手段・工夫によって外国人労働者に不利にならない方策を講じて、データを収集し、適切な対策を立てる必要がある。現に、外国人が多く居住している自治体では調査を開始している。例えば、新宿区では一九八九年一月に外国人二二〇〇名を対象とした「新宿区の国際化に向けた世論調査」を行ない、外国人の生活実態を調査し、「街づくり」の基礎データにしようとしている。<sup>(22)</sup>

(13) 外国人労働者問題と日本の産業構造調整

資格外活動事犯および資格外活動がらみ不法残留事犯の推移

国籍	年	1983年	1984年	1985年	1986年	1987年	1988年
総数		2,339 (200)	4,783 (350)	5,629 (687)	8,131 (2,186)	11,307 (4,289)	14,314 (8,929)
フィリピン		1,041 (29)	2,983 (96)	3,927 (349)	6,297 (1,500)	8,027 (2,253)	5,386 (1,688)
タイ		557 (39)	1,132 (54)	1,073 (120)	990 (164)	1,067 (290)	1,388 (369)
中国		528 (85)	466 (136)	427 (126)	356 (161)	494 (210)	502 (230)
韓国		114 (24)	61 (34)	76 (35)	119 (69)	208 (109)	1,033 (769)
パキスタン		7 (7)	3 (3)	36 (36)	196 (196)	905 (905)	2,497 (2,495)
バングラデシュ		—	—	1 (1)	58 (58)	438 (437)	2,942 (2,939)
その他		92 (16)	138 (27)	89 (20)	115 (38)	168 (85)	566 (439)

(注) ( ) 内は、男性を示し、内数である。

(出所) 法務省入国管理局資料 (1989年3月)

現在考えられる最良のチャンスは、一九九〇年の「国勢調査」であろう。国勢調査が不法就労の外国人労働者を調査対象とすることが困難であるならば、政府が行つ

(1) 不法就労事件の摘発件数は次の通りである。

ている他の指定統計調査や特別調査などによって、外国人労働者の「労働」と「生活」の実態を把握することである。

(2) M. Yoritatsu, 'Social Conditions for the Introduction of Foreign Workers', in "The Internationalisation of Japan in Comparative Perspective", The University of Sheffield, 1989.

(3) 依光正哲「外国人労働者と地域社会の役割」『月刊自治フォーラム』、Vol. 357、一九八九年八月。

(4) 経済企画庁編『外国人労働者と経済社会の進路』、大蔵省印刷局、一九八九年。

(5) ここで筆者は外国人労働者が「汚い、きつい、危険な」仕事に就いていることを否定しているわけではない。念のため記しておく。

(6) 筆者はすでに依光正哲「外国人労働者受け入れ問題の一視点」、『日本労働協会雑誌』、一九八八年八月号において、この点を指摘してきたが、現在においても状況はあまり改善されていない。

(7) 唐津一著『生産大国ニッポンの挑戦』、実業之日本社、一九八八年。

(8) 経済企画庁編『二一世紀への基本戦略』、東洋経済新報社、一九八七年。

(9) 経済企画庁編『世界とともに生きる日本—経済運営五

々年計画―、大蔵省印刷局、一九八八年。

(10) 宮沢健一著『業際化と情報化』、有斐閣、一九八八年。

(11) 飯沼光夫・大平号声・増田祐司共著『情報経済論』、有斐閣、一九八七年。

(12) C I M 研究グループ著『生産革命―C I M 構築のアップロード』、工業調査会、一九八八年。

(13) 宮沢健一著『業際化と情報化』、有斐閣、一九八八年。

(14) 通商産業大臣官房調査統計部編『我が国産業の現状』、通商産業調査会、一九八九年。

(15) 清成忠男著『地域再生のビジョン』、東洋経済新報社、一九八七年。

(16) 関満博「大都市工業の高度化と技術移転の課題」『経済と労働』六二 経済特集Ⅱ（東京都労働経済部）、一九

八八年三月

(17) 安東誠一著『地方の経済学』、東洋経済新報社、一九八六年。

(18) 日本計画行政学会編『都市工業の立地環境整備計画』、学陽書房、一九八七年。

(19) 国民金融公庫調査部編『現代下請企業論』、中小企業リサーチセンター、一九八九年、二四五頁。

(20) 群馬県商工労働部『労働市場月報』、一九八九年七月号。

(21) 太田公共職業安定所『業務概況 昭和六三年度』。

(22) 『朝日新聞』、一九八九年十一月一七日。

(一橋大学教授)